

表 4 - 3 自動車騒音規制の経緯

自動車の種類		規制内容	定常走行及び排気騒音		加 速		
		規制年	昭和 26 年	46年規制		51年規制	52年規制
		環境庁告示				50. 9. 4 第 58 号	
		運輸省令	26. 7. 28 第 67 号	45. 12. 44 第 91 号	50. 9. 4 第 35 号		
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力を超えるもの	大型バス					
		大型トラック	80	92	89		
		大型特殊車					
	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力以下のもの	中型車	78	89	87		
		小型車					
	車両総重量が3.5トン以下のもの	小型の全輪駆動車	74	85		83	
		乗用車	70	84		82	
二輪の小型自動車及び軽自動車 (総排気量が125CCを超えるもの)		小型	74	86	83		
		軽		84			
原動機付自転車 (総排気量が125CC以下のもの)		排気量51CC以上	70	82	79		
		排気量50CC以下		80			
全ての自動車(常時)			85				

(備考) 定常走行騒音 ・原動機の回転数が最高出力時の60%(または35Km/h)で走行時の騒音
 排気騒音 ・原動機の回転数が最高出力時の60%で無負荷運転時の騒音(排気管の加速走行騒音 ・原動機の回転数が最高出力時の75%(または50Km/h)で走行時の騒音

走 行 騒 音						通 用 年 月 日		第 2 段 階 規 制	
5 4 年 制	5 7 年 制	5 8 年 制	5 9 年 制	6 0 年 制	6 1 年 制	新 型 車	継 続 生 産 車	目 標 値	達 成 状 況
規 制 第 4 号	規 制 第 41 号	規 制 第 74 号	規 制 第 90 号	規 制 第 63 号	規 制 第 50 号				
53.1.30	55.9.10	56.8.26	57.9.29	58.10.28	59.10.19				
第 5 号	第 27 号	第 39 号	第 31 号	第 46 号	第 34 号				
8 6			8 3			59.10.1	60.9.1	8 3	5 9 年 規 制 で 達 成
				8 3		60.10.1	61.9.1		6 0 年 規 制 で 達 成
					8 3	61.12.1	62.11.1		6 1 年 規 制 で 達 成
8 6		8 3				58.10.1	59.9.1	8 3	5 8 年 規 制 で 達 成
8 1			7 8			59.10.1	60.9.1	7 8	5 9 年 規 制 で 達 成
				7 8		60.10.1	61.9.1		6 0 年 規 制 で 達 成
8 1	7 8					57.10.1	58.9.1	7 8	5 7 年 規 制 で 達 成
7 8						54.4.1	55.3.1	7 5	6 0 年 規 制 で 達 成
7 5						7 2	61.10.1	7 2	6 1 年 規 制 で 達 成
						7 2			

音 (車 両 中 心 から 左 方 7.0 m)

後 方 2 0 m)

音 (車 両 中 心 から 左 方 7.5 m)